山田会計事務所だより　〒 454 - 0983　名古屋市中川区東春田３丁目１２０－１
令和３年６月号（第317号）　山田達也税理士事務所　℡　０５２－３０２－４０１７
http://www.yamadakaikei21.com　Google　山田会計　中川区　検索

前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

# 適格請求書等保存方式が開始されます

## 1　適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

*請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

## 2　適格請求書発行事業者登録制度

○適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます。**

○適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」 といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、**課税事業者でなければ登録**を受けることはできません。

*適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

*本則課税の事業者は、支払いの**相手先が登録事業者でなければ支払った消費税を控除できなくなります。**